

暑中お見舞い申し上げます。当事務所のお盆休みは、8/12(火)～8/17(日)です。
この間は労災事故など緊急時の連絡は、携帯電話090-8401-9855(西馬)まで。



「これ以上の保険料の負担増は耐えられない…社会保障とは到底言えない状態！…地域経済・雇用に直結する極めて深刻な問題」との決議が7/18に健保協会の大分大会でなされました。国(社保庁)が運営していた政管健保が今の健保協会に移行したのは6年前の事です。消えた年金問題がクローズアップされた後でした。社保庁を解体し①日本年金機構と②全国健保協

こんな健保に誰がしたたった6年で危機的な状況？



実務経験で審査厳しく処分の対象に！

会に分割。「職員は公務員でなく民間にし意識改革とサービスの向上を徹底！…外部委託等で事業の適正かつ効率的な実施を！」と保険料率も可能な新制度を強調していました。憲法25条の「国の生存権保障義務」を社会保障として制度化した一つが健保法ですが、その改正で国の義務を非公務員型の法人に振った訳です。たった6年で「危機的な状況」に陥った現実に誰が責任を取るのか？無関心であってはダメだ…と痛感させられました。

OKとなっています。
しかしそれらを裏付け

る工事の契約書や注文書の工期や件数がきちんとされているか、11条変更届の工事経歴書に記載されている内容と整合性があるか…とい

った事が最近厳しく見られるようになりました。場合によつては業法による監督処分の対象になり、県のHPで公表される事もあります。11条変更届(決算報告)の記載にも十分な注意が必要です。



当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。
当事務所のFAXは、日曜・祝日を除く朝6時半～夜8時受信可能です。(8/13～17は休止)